

矢 掛 町 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 開催日時

令和2年5月11日（月）午前9時30分～午前10時20分

2. 開催場所

矢掛町役場 3階 大会議室

3. 出席委員 14名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1 番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	林 義夫	出
2 番	高槻 祥治	出	美川地区推進委員	谷許 和昭	出
3 番	鳥越 幸男	出	三谷地区推進委員	藤原 邦夫	出
4 番	渡邊 卓司	欠	山田地区推進委員	原野 尚徳	出
5 番	片山 悦志	出	川面地区推進委員	鳥越 哲夫	出
6 番	小野 孝一郎	出	中川地区推進委員	石井 博	出
7 番	平井 康夫	出	小田地区推進委員	田邊 登	出
8 番	平井 忠行	欠			
9 番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第5号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第6号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第7号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定の許可申請について
- (4) 議案第8号 農用地利用集積計画書（No.143）（案）の決定に対する意見について
（賃貸借権・使用貸借権設定に関するもの）
- (5) 議案第9号 農用地利用集積計画書（No.144）（案）の決定に対する意見について
（所有権移転に関するもの）
- (6) 議案第10号 農用地利用集積計画書（No.145）（案）の決定に対する意見について
（農地中間管理権の設定に関するもの）

5. 議案の内容 別紙のとおり

会 長	それでは、ただ今から令和2年度第2回農業委員会総会を開催します。 会場を町農村環境改善センター2階農業研修室から町役場3階大会議室へ変更しました。新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、会場の換気を行い、会場出入り口には消毒液を設置しています。皆様にはマスクの着用をお願いしております。なお、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、円滑な議事進行にご協力をお願いします。 本日は4番 渡邊委員と8番 平井委員が欠席です。 本日の署名委員は3番 鳥越委員と、5番 片山委員をお願いします。 本日の議事につきましては、議案第5号から議案第10号の6議案です。
会 長	議案第5号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、 3件議題とします。 事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) 以上3件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号4番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
3 番 委 員	譲渡人が別の方と利用権設定をし、耕作をしてもらっていた場所ですが、譲受人の自宅に近く、要望があり譲渡人と合意されました。問題はないと思います。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号4番につきまして、他に意見はありませんか。 (異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号4番につきましては、許可と決定します。

議 長	事案番号 <u>5</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
3 番委員	譲受人と譲渡人はご夫婦で、名義を変更します。問題はありません。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>5</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。 (異議なし) 異議がありませんので、事案番号 <u>5</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>6</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
2 番委員	譲渡人が高齢になり、どなたかに耕作してほしいと要望されていました。今回、譲受人と合意したものです。問題はないと思います。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>6</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。 (異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>6</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>6</u> 号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、<u>2</u> 件議題といたします。 事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) 事案番号 1 番及び 2 番は、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。
議 長	事務局の説明が終わりました。

議 長	事案番号 <u>1</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
1 番委員	イノシシの被害が多く、現在は荒れている土地です。民家からは少し離れていて、太陽光パネルを設置しても、排水処理等、問題はありません。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>1</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし)
議 長	異議がございませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	事案番号 <u>2</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
6 番委員	墓地への転用です。排水処理も考えられており、問題はないと思います。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>2</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし)
議 長	異議がございませんので、事案番号 <u>2</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	議案第 <u>7</u> 号 農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定の許可申請について、<u>1</u> 件議題といたします。 事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) 事案番号 1 番は、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。
議 長	事務局の説明が終わりました。

議 長	事案番号 <u>1</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
三谷地区 推進委員	現在の墓地は山間部にあり、行くことが難しくなってきたので、場所を移動させたいということです。周辺の土地に影響はなく、問題はないと思います。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>1</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし)
議 長	異議がございませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	議案第 <u>8</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 143) (案) の決定に対する意見について、賃貸借権・使用貸借権に関するものを 335 件議題といたします。事務局から説明します。
事 務 局	(集積計画の概要説明)
議 長	それでは個別の案件について、矢掛地区から確認報告をお願いします。
矢掛地区 推進委員	矢掛地区について確認報告します。 矢掛地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。
美川地区 推進委員	美川地区について確認報告します。 美川地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。
三谷地区 推進委員	三谷地区について確認報告します。 三谷地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。
山田地区 推進委員	山田地区について確認報告します。 山田地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。

川面地区 推進委員	川面地区について確認報告します。 川面地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。
中川地区 推進委員	中川地区について確認報告します。 中川地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。
小田地区 推進委員	小田地区について確認報告します。 小田地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。
事 務 局	町外について確認報告します。 町外で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。
議 長	矢掛町農用地利用集積計画書（N o . 1 4 3）（案）の確認報告が終わりました。 議案第 8 号 矢掛町農用地利用集積計画書（N o . 1 4 3）（案）の決定に対する意見について、「異議なし」と決定してよろしいか。 （異議なし） 異議がございませんので、「異議なし」と決定いたします。
議 長	議案第 <u>9</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書（N o . 1 4 4）（案）の決定に対する意見について、所有権移転に関するものを <u>1</u> 件議題といたします。 事務局から説明します。
事 務 局	本計画は、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が、農地中間管理事業の一環として行っている特例事業として農地の売買を行う内容となっています。 具体的には、対象地が農振農用地であり、購入者が認定農業者や人・農地プランの中心経営体である等の条件を満たしている売買において、農業経営基盤強化促進法に基づき、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が所有者から農地を買受け、購入者に売渡すものです。 今回提出している計画は、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が所有者から農地を買受ける内容となっております。

議 長 5 番委員 議 長	では、個別の事案を説明します。（事案説明） なお、農地の購入者は、認定農業者の竹内義男氏が取得することとなっており、次の農業委員会総会において議案となる予定であります。 事務局の説明が終わりました。 矢掛町農用地利用集積計画書（N o . 1 4 4）（案）につきまして、地元委員の意見ををお願いします。 今回条件が合い、農地中間管理機構の特例事業となります。もともと利用権設定で竹内義男氏が耕作していた場所です。問題ありません。 地元委員から意見がありましたが、矢掛町農用地利用集積計画書（N o . 1 4 4）（案）につきまして、他にご意見はございませんか。 （異議なし） 異議がございませんので、議案第 9 号 矢掛町農用地利用集積計画書（N o . 1 4 4）（案）の決定に対する意見について、「異議なし」と決定いたします。
議 長 事 務 局 議 長	議案第 <u>10</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書（N o . 1 4 5）（案）の決定に対する意見について、事務局から説明します。 議案第 10 号については、公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団を通じて農地の貸借を行う案件であります。公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。 （計画の内容について説明） 事務局からの説明がありましたが、意見等をお願いします。 （異議なし） 異議がありませんので、議案第 10 号について、計画書どおり決定します。

議 長	次に報告事項について確認します。
議 長	利用目的の変更届について 地元委員の確認報告をお願いします。
2 番 委 員	確認しました。田から畑に変更します。
議 長	農地法第 18 条の規定による合意解約通知について 地元委員の確認報告をお願いします。
5 番 委 員	確認しました。1 番、2 番は水利が非常に悪いということで解約されます。3 番は農地転用の計画があるため、解約されます。4 番は別の方が耕作することになり、解約されます。
矢掛地区 推進委員	確認しました。5 番は、別の方が耕作されるため、解約します。6 番は、議案第 9 号の農地中間管理機構への所有権移転によるものです。
美川地区 推進委員	確認しました。7 番は 3 条申請をする予定で解約されます。8 番は利用権を再設定するため、解約します。
三谷地区 推進委員	確認しました。9 番は借受人が亡くなられ、相続人も耕作ができないため、解約となります。10 番は別の方が耕作するため、解約します。
川面地区 推進委員	確認しました。11 番は借受人が高齢で耕作できないため、解約します。この後、別の方が耕作される予定です。12 番は 3 条申請のための解約です。13 番は貸出人のご子息が畑として利用したいということで解約となりました。
中川地区 推進委員	確認しました。14 番は別の方が耕作されるため、解約します。15 番は借受人が耕作できなくなり、解約します。
議 長	農地法第 5 条の完了報告書について 地元委員の確認報告をお願いします。
1 番 委 員	確認しました。申請通りとなっています。

議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。
-----	---